

綾瀬市環境保全活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の自然環境を守るため、環境保全活動を実践した団体に対し、その環境保全活動に要する費用の一部を支援する補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境保全活動 市内の自然環境を守るため、定期又は不定期に河川等の公共用地の清掃若しくは草刈りを行う活動をいう。
- (2) 活動団体 前号に規定する活動を行う団体で、会則又は規約を有し、会員5人以上で組織する団体をいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする活動団体は、環境保全活動支援補助金交付申請書（第1号様式）により、不定期に環境保全活動を実施している活動団体においては実施後、定期に環境保全活動を実施している活動団体は事業終了後速やかに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、所要の審査を行い交付の可否を決定し、環境保全活動支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、環境保全活動支援補助金交付請求書（第3号様式）に環境保全活動支援補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けた者がいるときは、

当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

活動回数	助 成 額
不定期（1年に数回実施）	参加活動人数（保険加入人数）1人当たり100円（1回につき）
定期（1年を通して実施）	参加活動人数（保険加入人数）1人当たり1,000円（年額）

第1号様式（第4条関係）

環境保全活動支援補助金交付申請書				
				年 月 日
(宛先) 綾瀬市長				
代表者 団体名 住所 氏名 ㊟				
綾瀬市環境保全活動支援補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。				
活動した日				
活動場所、活動区域及び活動実績				
活動した人数（保険加入人数）	人（別紙保険証券の写しのとおり）			
交付申請額	円			
上記のことについて、次のとおり決定してよいでしょうか。	決 裁 欄	公 印	起案	・ ・
			決裁	・ ・
		・ ・	通知	・ ・
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付する。 <input type="checkbox"/> 交付しない。		交付額	円
交付しない理由				

備考 太枠内のみ記入してください。

第2号様式（第5条関係）

環境保全活動支援補助金交付決定通知書	
年 月 日	
様	
綾瀬市長	
印	
年 月 日付で申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付する。 <input type="checkbox"/> 交付しない。
交 付 決 定 額	円
交付しない理由	
備 考	

第3号様式（第6条関係）

環境保全活動支援補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

団体名
代表者 住 所
氏 名 ㊟

年 月 日付補助金の交付決定がありました件について、綾瀬市環境保全活動支援補助金交付要綱第6条の規定により請求します。

1 補助金の名称	綾瀬市環境保全活動支援補助金		
2 補助金の交付決定通知額			円
3 交付請求額			円
4 添付書類	環境保全活動支援補助金交付決定通知書の写し		
5 振込口座			
フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	